

一、綱領・規約・主張

水上生活者子弟教育に関する件

水上生活者子弟教育に関する件
水上生活者たゞつて最も困るのは、自分クチ供託学校へあげられたり事だ。可愛い若子に字を習はせたいのは誰人も同じ親心である。
それにも関らず、若莘には其の便利があたへられ居らぬ。
これは市や縣が最も合理的な方法で、適當な施設をすべきである。
若莘は先づ市や縣が費用を出して、出張教諭、又は無料寄宿金を創設せよと要求するものである。

現に東京佃島ではやってゐるのだから、横浜方面でもすぐやうべきである。

二、水上生活者保健施設に関する件

水上生活者保健施設に関する件
船夫色黴(船員病)、船夫公傷(職業病)、船夫の胸膜炎(肺氣炎)が相続して、船夫の病院をつらへて、船夫の胸膜炎(肺氣炎)をほさやうにせよと要求する。又、船夫の妻が出産する時、無料でお産させたり養生せたりする方法をやらせなければならぬ。

四、水上生活者保護法制定の件

現在の船舶會社、鶴船資本家は船夫の公傷、職業病、船夫として給料を支給しながら療養する規定が本人死亡の場合の家族扶助規定、船夫に対する退職手当を支給する規定や、解雇手当規定、年二期の賞与規定等が定められて居らぬ向が多し。こんな不合理な詰はないから、國家の法律を以てこれら諸規定をつくらねばならぬやうにした所ければ左の如